

グループホーム大清水彩幸 利用料金

1. サービス利用料金（1日あたり）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金をお支払い下さい。

※自己負担割合を1割で計算しております。自己負担が1割以外の方は下記料金とは、ことなりますので、ご注意ください。

1.要介護度	要支援 2 748 単位	要介護 1 752 単位	要介護 2 787 単位	要介護 3 811 単位	要介護 4 827 単位	要介護 5 844 単位
2.医療連携体制加算	—	39 単位				
3.介護職員処遇改善加算（1～2 の合計×0.111）※端数四捨五入	83 単位	88 単位	92 単位	94 単位	96 単位	98 単位
4.介護職員等特定処遇改善加算（1～2 の合計×0.023）※端数四捨五入	17 単位	18 単位	19 単位	20 単位	20 単位	20 単位
5.介護職員等ヘルスアップ等支援加算（1～2 の合計×0.023）※端数四捨五入	17 単位	18 単位	19 単位	20 単位	20 単位	20 単位
小計	865 単位	915 単位	956 単位	984 単位	1,002 単位	1,021 単位
6. 単価（10.14 円）※端数切捨	8,771 円	9,278 円	9,693 円	9,977 円	10,160 円	10,352 円
7. 保険負担分(6×0.9)※端数切捨	7,893 円	8,350 円	8,723 円	8,979 円	9,144 円	9,316 円
8. 個人負担分（6・7）	878 円	928 円	970 円	998 円	1,016 円	1,036 円

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆新型コロナウイルス感染症への対応として、令和3年4月サービス提供分から令和3年9月サービス提供分までは所定単位数の千分の一に相当する単位数を算定させていただきます。

2. 状況に応じて必要となる利用料金

状況に応じて、以下の加算費用をご負担いただく場合がございます。

○入居の初期の支払い

入居された日から起算して、30日以内の期間については、初期加算として、1日につき30単位をご負担いただきます。30日を超える病院又は診療所への入院後に施設に再び入居した場合も同様と致します。

○入院に係る加算

1カ月に6日間を限度として、1.サービス利用料金に代えて、1日につき246単位をご負担いただきます。ただし、入院の初日及び終了日は、1.サービス利用料金をお支払いいただきます

○退居時相談援助加算

入居期間が1カ月を超える入居者が退居し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入居者の退居時に当該入居者及びそのご家族に対して退居後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、当該入居者の同意を得て、退居日から2週間以内に当該入居者の退居後の居住地を管轄する市町村及び介護支援センター又は、地域包括支援センター又は地域包括支援センターに対して、当該入居者の介護状況を示す文書を添えて、居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供した場合に、1回を限度として400単位をご負担いただきます。

○看取り介護加算（要介護者のみ）

医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込がないと診断され、入居者又はその家族等の同意を得て、看取り介護に関する計画書を作成し、医師、看護師、介護職員等が共同して看取り介護を実施する場合は、看取り介護費用として以下の料金をご負担いただきます。

死亡日以前31日以上45日以下について	1日につき	72単位
死亡日以前4日以上30日以下について	1日につき	144単位
死亡日の前日及び前々日について	1日につき	680単位
死亡日	1日につき	1,280単位

※2における単位数に係る計算方法は以下のとおりです。

<計算例>

- ・(2の単位数合計)×介護職員処遇改善加算0.111＝
2に係る介護職員処遇改善加算額
- ・(2の単位数合計)×介護職員等特定処遇改善加算0.023＝
2に係る介護職員等特定処遇改善加算額
- ・(2の単位数合計)×介護職員等^{ベ-スアツ}等支援加算0.023＝
2に係る介護職員等^{ベ-スアツ}等支援加算額
- ・(2の単位数合計+2に係る介護職員処遇改善加算額+2に係る介護職員等特定処遇改善加算額+2に係る介護職員等^{ベ-スアツ}等支援加算額)×単価10.14円＝加算額
- ・加算額－(加算額×保険負担分0.9)＝個人負担分加算額

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う前にご説明します。

また、市民税非課税世帯者等の低所得者を対象として以下の②及び③の負担が困難である場合、1日あたり500円の負担軽減を行うグループホーム入居者負担軽減事業を実施しております。適用については、一定の要件を満たす必要があります。詳しくは、東三河広域連合介護保険課にお尋ねいただき、適用された場合は、決定通知書をご提示願います。

<サービスの概要と利用料金>

①食事にかかる利用料金

ご契約者に提供する食事にかかる利用料金です。

・1日あたり： 1, 445円

※食事は、1食でも食事された場合は全額ご負担いただきます。

②居室の利用料金

お部屋の利用に要する費用。

・1日あたり： 2, 006円

③光熱水費

電気及び水道の利用料金。

・1日あたり： 500円

④特別な食事

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供した場合の追加費用。

利用料金：要した費用の実費

⑤理髪・美容

希望により、理美容師の出張による理髪・美容サービス（調髪、顔剃、染髪、パーマ）をご利用いただけます。

利用料金：要した費用の実費

⑥-①貴重品の管理

お預かりするもの：個人で管理できない貴重品で、施設管理が可能と認められたもの

保管管理者：管理者

利用料金：1カ月当たり 300円

⑥-②預り金の管理

お預かりするもの：施設の指定する預金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、年金証書等。

※所持金管理の委任状を提出して頂き、年金証書等の預り証書を交付します。

保管管理者：管理者

出納職員：計画作成担当者

出納方法：手続の概要は以下の通りです。

・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。

- ・保管管理者は、出納職員に預金の預け入れ及び引き出しを命じます。
- ・出納職員は、出入金の都度、出入金記録を作成し、保管管理者に報告をする。
- ・出納職員は、支出明細を明らかにする為、契約者に通帳の写しを交付致します。

利用料金 : 無 料

⑦レクリエーション・クラブ活動費用

ご契約者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金 : 材料代等実費

⑧複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1 枚につき : 1 0 円

⑨日常生活上必要となる諸費用

日常生活品の購入代金等、日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものは実費費用を負担いただきます（おむつ代等）。

⑩領収書の再発行

領収書の再発行を依頼する場合は 1 か月分につき 1 0 0 円ご負担いただきますので、紛失等のないよう大切に保管願います。

⑪居室内の設備修繕費用

居室内に設置されている設備について修繕を行う場合は、原則施設負担としますが、故意又は重大な過失により破損した場合は自己負担となります。

⑫居室クリーニング代

退居するときには、入居前の状態に契約期間内に居室を明け渡していただきます。この場合の居室クリーニングを行いますので、その費用を負担していただきます。また、家具類の設置による床のへこみ、クロスの日焼け等の修繕が必要となる場合はその費用も併せて負担いただきます。（クリーニング及び修繕は契約期間内に行っていただきます。）